

『放課後児童クラブ』の保育料について(お知らせ)

能勢町健康福祉部福祉課

平素は本町福祉行政にご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。
現在、能勢放課後児童クラブでは、4月7日に発表されました緊急事態宣言を受け、必要な措置を講じたうえで、開所しております。

この現下の状況において、感染リスク低減のため、出席自粛要請等に基づき児童クラブへの出席を自粛された場合は、日割り計算により児童クラブの保育料を徴収いたします。

家庭内にて監護できない等のやむを得ない場合を除き、自宅待機にご協力いただいていることを踏まえ、令和2年4月分と5月分の能勢放課後児童クラブ常時保育料は、児童の児童クラブへの出欠状況を勘案のうえ、以下の算定方法で計算し、取り扱いをさせていただくことになりましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○保育料の算定方法

児童の出席日数×日割り保育料(6,500円÷開所日数)×負担率※=請求保育料

※負担率：全額減免児童の場合・・・0.0、半額減免児童の場合・・・0.5、
9/10減免児童の場合・・・0.1、減免対象外児童の場合・・・1.0

※納付書に記載される保育料については、きょうだい分を合算した額での記載になります。

○納付方法・納期限

・4月分保育料の納付書は、5月中旬に配布いたします。なお、4月分保育料の納期限は、6月1日(月)とさせていただきます。

・5月分保育料の納付書は、緊急事態宣言の延長を受けて、6月分保育料の納付書と併せ、6月上旬に配布いたします。また、5月分保育料の納期限は、6月分保育料と同じ6月30日(火)とさせていただきますので、期限内のご納付にご協力願います。